

白井市保育士処遇改善事業費補助金交付要綱

所管課

保育課

1 補助金の名称

保育士処遇改善事業費補助金

2 補助金交付の目的

保育人材の確保、定着及び離職防止を図り、もって保育環境の向上に資するため。

3 用語の定義

①「保育士」とは、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第18条の4に規定する保育士をいう。

②「保育教諭」とは、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第15条第1項に規定する保育教諭（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成24年法律第66号）附則第5条第1項に規定する保育教諭を含む）をいう。

③「保育所等」とは、以下に掲げる施設・事業所をいう。

- (1) 法第7条に規定する保育所及び幼保連携型認定こども園
- (2) 法第6条の3第10項に規定する小規模保育事業を行う事業所
- (3) 法第5条の3第12項に規定する事業所内保育事業を行う事業所

4 補助対象

市内において施設型給付費等に係る処遇改善等加算の認定を受けた保育所等を運営している者

5 補助対象経費

以下に掲げる要件のいずれかに該当する保育士又は保育教諭（以下「補助対象保育士等」という。）の処遇改善に要する経費（法定福利費の事業主負担増加分も含む）

(1) 1日6時間以上かつ月20日以上勤務する者（有給休暇及びその他勤務しないことについて施設長等の承認があった日数を含む。）

(2) 月120時間以上勤務する者（雇用契約に基づき、市が補助対象と認めた者に限る）

〔補助対象外経費〕

対象経費のうち、次のいずれかに該当する場合は、当該月分の経費は対象外とする。

- (1) 育児休業や病欠等により、月の勤務実績が1日もない場合
- (2) 月の初日に在籍していない場合
- (3) 月の初日に保育士又は保育教諭の資格を有していない場合

6 補助額（率）

各月初日に在籍する補助対象保育士等の数に3万円を乗じて得た額

7 予算の範囲

補正予算による増額後の予算の範囲内

8 概算払いの限度額

交付決定額の9割

9 施行日

平成29年10月1日

10 補助金の終期

令和10年3月31日

11 改正履歴

令和元年9月1日（①補助対象経費及び補助対象外経費 ②概算払いの限度額 ③その他所要の改正）
令和5年3月31日（補助金の終期の改正）